

## 浜松市発注の舗装工事について

浜松市が舗装工事を発注する場合は、下記のとおり浜松市アスファルト舗装工事業者選定基準に基づいて発注するため、舗装工事の入札参加資格登録者を対象に、施工体制の実態調査を実施しています。

**施工体制把握のため、浜松市発注の舗装工事への入札参加を希望する場合は、「アスファルト舗装工事施工体制実態調査票」の提出をお願いします。（調査票は、平成24年度以前に提出済であっても、調査内容の変更の有無に係わらず、改めて提出が必要です。提出して頂きませんと、入札に参加できない場合があります。また、平成25年度以降に提出済であっても、調査内容に変更が生じた場合は、その都度、変更した調査票（変更箇所を赤書）を必ず提出してください。）**

### 1 浜松市アスファルト舗装工事業者選定基準

発注金額	選定基準
10百万円 $\leq$ C	<ul style="list-style-type: none"><li>・1級を含む2名以上の舗装施工管理技術者を保有する者</li><li>・手持又は長期リースの舗設機械（AF、MR、TR）を確保できること</li><li>・自社施工</li><li>・主任（監理）技術者として自社の舗装施工管理技術者を配置できること</li></ul>
5百万円 $\leq$ C<10百万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・舗装施工管理技術者を保有する者</li><li>・自社施工</li></ul>
1.3百万円<C<5百万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・舗装施工管理技術者又は3年以上の舗装工事实務経験者を保有する者</li></ul>
C $\leq$ 1.3百万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・舗装工事の入札参加資格登録をしている者</li></ul>

注1 自社施工とは連結決算会社又は完全協力会社を含むものとし、自社及び協力等の会社が雇用する職長のほか、オペレーター、スクリッドマン、レーキマンなど特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が1名以上従事することをいう。

注2 長期リースとは、6ヶ月以上連続リースとする。

注3 金額は予定価格とする。

注4 舗設機械とは、アスファルトフィニッシャ(AF)、マカダムローラ(MR)及びタイヤローラ(TR)のすべてとする。

注5 舗設機械、技能者については、連結決算会社又は完全協力会社による施工体制を含める。（完全協力会社とは、直近の過去3カ年度（当該年度を含めても可）連続して、各年度2回以上のアスファルト舗装工事（官発注工事に限る。土木一式工事として発注した中での舗装工事を含む）の下請負契約を行っている会社をいう。）

注6 共同所有の舗設機械は、出資証明があれば自社保有扱いとする。

## 2 調査対象

浜松市に舗装工事の入札参加資格登録をされていて、かつ、浜松市内に本店を有する業者。ただし、舗装施工管理技術者及び3年以上の舗装工事实務経験者のいずれも保有しない場合は、提出不要です。

## 3 調査票及び記入上の注意事項

(1) 浜松市ホームページ (<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>) → 「発注情報 (入札・契約)」 「工事・工事関連業務委託入札情報」 → 「要綱等更新情報」 からダウンロードしてください。

(2) 調査基準日は、書類作成日としてください。

(3) 今後、**調査内容に変更が生じた場合は、その都度、変更した調査票(変更箇所を赤書)を必ず提出**してください。変更の例としては、以下のとおりです。

自社雇用の技術者の資格と人数

自社雇用の技能者数

舗設機械の保有状況 (所有及びリースの保有状況の変更又はリース期間の更新)

協力会社体制 (技能者及び舗設機械を保有する会社の変更)

会社名

※特に、技術者及び技能者の退職等による人員減や、舗設機械のリース期間の更新があった場合は、必ず変更の申請をするよう留意してください。

## 4 提出先及び問合せ先

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話 053-457-2176

## 5 提出方法

持参又は郵送で**1部**ご提出ください。(随時受付します。)